

H. C. Recktenwald, „Entzugseffekte der Besteuerung“

— Systematik der einzel-, zweig- und gesamtwirtschaftlichen Steuerwirkungen —
in: Finanzarchiv, NF, Bd. 18, Heft 1

西 川 宏

一 は し が き

周知の如くケインズの「一般理論」以後、財政学における理論的、実践的研究は主として租税収入などの支出効果に一方的に集中されて来た。

しかしながらフィスカル・ポリシーは部分的に未解決の租税帰着の問題を単純化された、現実と異った仮定の上に固定してしまつた、といひ得るのである。フィスカル・ポリシーの多くの理論的陳述、財政政策的推奨は実際の担税者が明らかである時にのみ価値づけられるのである。

なぜならば、担税者の反応が個別—部門—国民経済量（消費、流動性、投資など）に及ぼす作用を喚起するからである。かくて古典的財政理論の中心である課税の作用に関する理論を顧みて再び収奪効果に多くの注意を払うことが必要となるのである。

かかる意味において今紹介しようとするレクテンヴァルト博士 (H. C. Recktenwald) の「Entzugseffekte der Besteuerung」は大いに意義あるように思われる。レ氏はこの収奪効果の研究を主として一般均衡分析、マクロ的観察方法の適用により支出作用との密接な結合の下に行うものである。勿論部分分析的即ち個別—部門経済的研究方法を放棄しはしない。それは特に、一般的均衡分析では余りにも大きく選ばれた国民経済的全体（消費、投資など）の故に租税作用の一部が直接には把握され得ないからである。レ氏によれば、国庫が一般に短期の租税獲得に関心を持ち、従つて支出効果を考慮せずに済むとすれば、原則として部分分析的方法だけで充分であろうが、経済全体に対する政策を打ち立てるためには支出作用を共に考慮することが必須となるのである。

支出、消費の方法は収奪効果の結果に影響を与える。又租税負担及び租税圧迫も立法者従つて租税変更、収奪効果の原因に反作用を及ぼす。しかし、ここではレ氏はこれらの諸過程については論じない。これらの要素は個別—部門—国民経済的観察において本質的には収奪作用を修正するのであるから実際の課税作用の究極的判断はこれらの諸効果を共に考慮せねばならないことは自明である。しかしながら「非常に複雑にからみ合った直接、間接の作用を基礎的に研究するには、とりあえず租税作用だけを分離して、それを孤立的に観察すること、及び個別作用を体系的に秩序づけることだけが総合を可能にする」のである。

かかる論理よりレ氏は租税作用のみをとり出したのである。然

らば租税作用論は如何なる課題を持つものであるか。

- ① 租税作用の分析にはミクロ分析の方法よりもマクロ分析的方法の方が優れている、というのではない。この点に関して「七すび」参照。

② Samuelson, Foundations of Economic Analysis, 1948, p.9

二 租税作用論の課題

周知の如く課税は個人の経済的行為及び国民経済の財・貨幣循環過程への直接の干渉として、全ての経済的、社会的事象の相互依存の結果、種々の作用（経済的、国庫的、社会的、政治的）を喚起する。レ氏によれば、課税作用論はかかる複雑な課税の作用を質的、量的に認識し、解明するために次のことに努力せねばならないのである。

- 1 経済的租税効果の内容と限界とを明白に把握すること。
- 2 一定の特徴に従ってそれを分類、整理すること。
- 3 経済理論の分析用具でもって、又財政心理学的、財政社会学の認識及び経験的観察の助けを借りて、個別―部門―総体経済における租税作用の方向、強度及び程度をできる限り確定すること。

かくて租税作用論は科学的な租税政策の土台であるということがわかる。即ちそれは一般的、特殊的に国庫的（需要充足財政及び非国庫的（規制財政））目的を考慮してなされる新租税の採用、旧租税の新租税による代替、或いは税率変化が如何なる結果を経

済過程及びその給付能力に生ずるのであるか、という問題を明らかにするのである。かくしてレ氏は今指摘された租税作用論の具体的課税の解明へと移る。

- ① 租税の国庫目的、規制目的に関して財政学上種々の見解（二つの主目的、主目的と副目的、副目的の否定）があるが、今この問題に深くはいる必要はない。ただ二つの目的があることを認めておこう。

三 収奪効果の本質と分類

今日においては租税は経済的取引への外的干渉と見做されるので、それは先ず心理的（遷脱的）反作用を喚起する。それにより家計や企業の経済計画が直接、間接に影響を受ける。之等の個別経済的反作用が今度は一市場の過程と均衡に影響を及ぼし、結局租税の種類と大きさに従って国民所得及び国民財産の高さ、構成及び成長に影響を及ぼすのである。それでは納税者はかかる課税に対して如何なる態度をとるのであるか。レ氏の分類を見よう。

- 1 代替効果 納税者は先ず租税義務ある事実を遅かれ早かれ合法的、非合法的手段でもって廃止するか、制限するか、実現しない、というような方法で租税を回避する。かかる反作用は代替が基礎になっているので、本質において外的な形で計られた代替効果、租税の回避が重要である。
- 2 価格効果 或いは被課税者は租税を支払うが、その全部又は一部を免れるために、交換流通において何らかの方法でそ

れを移転する（租税負担の移動）か、生産過程において消転する（租税消転）^①。租税は流通経済においては価格を通して移転され、租税負担の移動はかく価格変化において表現されるのが常であるから、租税徴収のこの結果は本質において課税の価格効果である。

これに反して租税消転は、レ氏においては、価格作用のグループに入らず、所得作用のグループ（次に説明）に入れる方が望ましいことになっている。それは消極的には、ここでは経済流通におけるそれ以上の復転又は転嫁が存在せず、価格は変化しないからであるが、積極的には、租税による所得又は収益減少即ち直接の負担又は帰着の結果として給付意欲に種々な影響（次に説明）を与える、ということのためである。

3 所得効果。最後に納税者は直接にか、又は上昇した価格を通して間接にか、とに角租税を支払い、それを負担する（帰着）が、所得減少の故に彼の経済的狀態を変化させることができる。即ち帰着の労働給付、消費、貯蓄、投資に及ぼす心理的及び経済的効果がそれである。それが再び短期又は長期において著しい作用を個別—部門—總体経済の給付能力と發展の上に及ぼし得るのである。そこでレ氏はかかる租税負担から発生する結果を課税の負担（又は帰着）作用或いは所得作用と呼ぶ。これらに関しては後に詳細に説明することにしよう。

代替効果、価格効果、所得効果なる三種の租税作用は、別々に、或いは共同にて国民所得（社会生産物）及び国民財産の大き

さ、構成、成長に多かれ少なかれ永続的に影響を及ぼすのである。しかも租税の種類、形態、高さに従って、又使用—支出作用の意味（中立的、抑圧的、補償的）に従ってその影響は異なるのである。次にこれら三つの作用について稍々詳細に説明を加えよう。

① 「消転」なる語は適切ではない。ただ個別経済が結果的に見て租税を負担していないだけである。税が負担されていないのではない。課税されていないならばその生産改良によって得られるものを課税によって奪われるのは確かであるが、その負担は税自体が作り出し、それ自体で使用したといえるのである（神戸正雄著、改訂財政学講義 昭和三十一年 三一—三二—三四頁）。或いは次の註②参照。

② 消転を租税の所得作用に入れるべき積極的理由は、レ氏においては本論の核心にふれる処であり、理解し得るが、消極的理由に対しては異議なしとはいえない。即ち次のように考へることができる。供給者自身か又は彼に財貨或いは労務を提供する他の何人かの費用が少しもなくて、ただ課税されるという理由だけで生産費が低下する筈はない。即ち課税を原因として負担が直接帰着しているか、又は後転しているのである。かくして供給価格が低下しているにも拘らず、課税額が加わった価格でその商品が売買されるとすれば、負担は買手に前転しているのである。レ氏のいう如く、「それ以上の復転又は転嫁が存在しない」のではなくて、直接帰着又は後転と前転とが時間的に結びついている、と考えられる。しか

しながらかかる考え方はいわゆる内部の後転と消転（解消）とを混同しているともいえよう（高木寿一著 現代財政学総論 昭和二十六年 二〇八—二〇九頁）。

③ 心理的反作用は経済量に影響を及ぼす限り重要である。

四 租税効果の種類と分類

(1) 代替効果（租税回避とその作用）

一般に或る財・用役が課税されると、その財・用役よりも租税の重くない次の財・用役の販売、購入が増加するが、時間的に制限された課税、変化せる税率、強い累進率においては、課税される利益の、租税に有利な賦課時期への移行を生ずる。即ち時間的租税利益が先ず考えられる。

次に場所的回避に関しては、課税の地方的差異が如何なる程度において財・用役の移行に影響し得るかは、レ氏によれば、生産要因の可動性、経済外的考慮の外に、全体の租税節約が少なくとも課税される財・用役の移行の結果発生する増加費用よりも大きいかどうか、ということに依存するのである。

最後に事物的回避に関して、レ氏は、一般的に、回避反応は租税の高さと形態、被課税経済財に対する需要の強度、及び代替財に移行する可能性に依存する、としている。又租税が高くなれば、これまで需要の強度において次の段階にあった財・用役の使用が個別経済的に有利になる。それ故消費及び生産計画の構造が、従って究極的には国民経済の生産力の配分が多かれ少なかれ甚しく

変化するのである。

これらのことは特にレ氏に独得のものではないが、彼は生産経済の代替過程を更に詳しく説明している。一般に基本的生産手段の課税（資金課税）は他の（補償的）生産手段（労働節約的機械）との現在及び将来の極小費用結合を変化させる。即ち租税節約が新しい量の結合による増加費用よりも大きいならば、租税回避は個別企業にとって有利である。しかしながら実際は生産要因の非可動性及び不可分性が租税回避のこの形態を甚しく制限する。又非経済的な生産要因結合の結果としての国民経済における生産力の減退及び代用財の消費による社会的損失（幸福の減少）は一般に僅少であるべきである、ということによっても制限される。

更に同じ租税義務ある事実が夫々の企業形態において異って課税されるならば、負担減少の代替効果は企業の法的組織形態に影響を及ぼすということ、及び売上税においては企業の集中促進的作用が見受けられるということをつけ加えている。かくして長期においては国民経済の競争構造及び給付の度合が変化し得るのである。

(2) 価格作用又は租税負担の移動

これまでの財政理論、財政政策はこの価格作用のみを重視してきたし、これに関する理論は相当な発展を見ている。そこでレ氏はここではこの問題を取扱わない。只、総体経済的観察において帰着が実質所得全体の分配において計られるとすれば、個別部門経済的に直接の転嫁効果（被課税財の価格増大、転嫁の方向）

と所得減少から発生する諸作用との区別が重要である、ということとを強調している。そしてこの後者即ち所得作用こそ博士が以前の論文において考慮していない重要な点である。

① 合法的手段によって回避された租税の大きさ、と解してよいであろう。

② かかる考察からレ氏は、一方において、殆ど没收的な累進税率を伴った戦時、戦後の高い課税が、種々の方法で作用する租税回避と租税転嫁及び一般的な所得増加のため十分案げられ、一般に耐え得るよう形成されて来た、ということ、他方において、代替過程の結果、需要層の変化が数的に著しい、ということを明確に導き出すのである。

③ 更に所与の総所得の分配の変化の分析においては相対的(差別的) 帰着と絶体的帰着とを区別している。

相対的(差別的) 帰着：財供給量一定の仮定の下に、A税のB税によるおきかえ(国庫取入額は同じ)により生じた帰着(負担を所与の国民所得の分配の変化によって計る)。絶体的帰着：租税増加、新租税の採用により生じた帰着。

④ Zur Lehre der Steuerüberwälzung und der Steuerwirkung
Finanzarchiv. Bd. 13, Heft 2, 1952

五 所得効果又は租税帰着の作用^①

課税の代替効果や価格効果に対して帰着作用は貨幣所得又は実質所得変化と密接に関係する。それは主として究極的に租税を負

担する経済主体の可能な状態から発生する。しかし帰着は屢々長い複雑な転嫁過程の後に生ずるので、第二次世界大戦に至るまで財政学においては、転嫁過程そのものに研究が集中されがちであった。即ち直接の帰着が軽視された結果、帰着の後に生ずる効果の研究はなされなかった。そこでレ氏はこの研究を重視するのである。さて租税を負担した経済主体は今や負担額だけ縮小された可処分所得を基礎として次の方法で短期、長期の経済計画を変更することができる。即ち①増加給付、信用借入、貯蓄引出などによる処分し得る額の維持、②消費の削減、③貯蓄、現金保有の減少、④投資の減少である。全体として見れば個々の経済単位及びグループの心理的及び経済的反応は、有効需要及び供給の大きさと構造、従って国民経済の給付能力に影響を及ぼすのである。

(1) 課税と給付意欲

(a) 労働意欲—供給に及ぼす影響 理論的には所得税は余飯の選択を有利にする。それ故に若し余飯の需要が価格に対して弾力的であるならば、確に労働意欲従って労働供給を減少することになる。しかし実際においては価格が変化しても労働供給が減少することは余りない。即ち一般に余飯の需要は価格に対して非弾力的であるといふのである。レ氏に従ってその原因を指摘しよう。

第一に所得の大部分を消費目的に支出し、一部を社会的安全、信用の払戻し、分割払などに使用する低所得階層は、価格に関係した余飯の利益(代替効果)よりも彼等の消費を直接抑制するような租税を重要であると見做すのである。労働の増加や賃金上昇

に對する要求は認められる課税の實際の作用である。第二に多くの所得・賃金受領者は、完全雇傭においては制度的環境の故に労働と余俸とを好きなように選択し得るような状態にあることは稀である、それ故に労働時間で計られた供給は少なくとも下の方向へは比較的固定している、ということのためである。第三に大抵の社会（所得）層においては、その時々の生活水準が決定的な影響を給付意欲の上に及ぼす、ということが挙げられる。労働給付に對する報酬や余俸に對する望みのみならず、社会的価値、權刀、確實な職業的地位などに對する欲望も生活水準に現れているのである。可処分所得がこれに必要な高さを越えようと、物質的刺戟は徐々に意味が薄れて来るのである。

かかる包括的分析からレ氏は、多くの産業国において何故に二十年代後半における所得税の高い限界率が労働意欲をも労働供給をも減少させなかったか、ということを明確にするのである。

(b) 経営給付（生産技術）に及ぼす影響 生産経営も亦、租税を支払うにも拘らず、租税消転によって可処分所得を少なくとも維持しようとする。生産技術（より一般的にいえば費用—収益關係）を改良する直接の刺戟は最も重要な費用要素を相対的に強く圧迫する租税によって最も容易に期待される。しかしながら今日においては、多くの国において原料—製造税が廢止せられ、又後退しているから、租税の生産性促進的作用には特別の意味があるわけではない。

(2) 課税の消費に及ぼす影響

レ氏によれば、租税による所得制限の、消費削減の範圍、方法及び消費効果は、一方において消費の（期待）所得に對する關係及び信用調達、貯蓄引出の可能性に、他方において租税の程度、技術及び種類に依存する。低い所得階層においては、限界消費性向も平均消費性向も非常に高いし、又この階層の消費されない（僅かの）所得部分は契約による貨幣給付（分割払）や短期においては非弾力的な（目的）貯蓄に向けられる、と考えられるから、所得税及び消費税は専ら消費を減少する。即ち需要が所得又は價格に對して弾力的な財及び用役が犠牲となるであろう。次に中間の所得階層が全消費量を維持するとすれば、貯蓄減少か又は以前の貯蓄侵食、信用借入が考えられる。最後に不交の消費習慣を持つ高所得階層は一般に消費量を保持し、租税の種類、従つて帰着に依存しないのである。

消費に及ぼす影響に關しては、レ氏は以上のような一般的考察の外に、特殊な租税の変化の一階層の消費に与える作用に關して説明を加えている。即ち相続税は原則として消費に影響しないこと、一部の使用税、消費税の消費制限的又は刺戟的效果は需要の価格感受性に依存すること、転嫁された一般的消費税、売上税は（支出効果の考慮なしには充分に判断し得ないが）低所得階層の高い限界消費性向の故に、一般に總消費を減少させること、その他一般所得税における免税額の変化や低所得階層に對する税率の變化、法人における分配された利潤と分配されない利潤との區別などの消費變更的作用を指摘している。

経済全体として見れば、租税上昇により消費支出が縮小されればされる程、短期においては一般にそれだけ生産、所得及び雇傭が制限される、ということとは明白である。

(3) 貯蓄性向及び貯蓄能力に及ぼす影響

レ氏によれば、老人、病人の保護及び意図された緊急的獲得が貯蓄量を決定する限り貯蓄変更の租税効果は少なくとも短期においては意味がないのに反し、租税の影響を受ける所得変化は、(貨幣)投資からの(利子)収入を獲得する努力と種々の流動性願慮に依存する個人的貯蓄形成に多かれ少なかれ強く影響を及ぼすのである。一つの租税が如何ほど個々の所得階層の貯蓄量に影響を及ぼすかは、消費の場合と同様、主として可処分所得に関する貯蓄の弾力性に依存している。

又貯蓄された所得部分を直接狙う租税変化は、消費支出の利益又は負担となるように貯蓄全額に影響し得ること、及び(利子)収入を甚しく奪い取ると貯蓄に対する刺戟がなくなり、貯蓄行為貯蓄能力が制限される、ということを指摘している。それに対して相続税が貯蓄衝動に影響を及ぼすことが少ないということは消費の場合と同様である。

その他レ氏は、経済全体としては租税の貯蓄量に及ぼす影響は、租税によって引き起された貯蓄の変化が投資及び消費に量的、質的に作用を及ぼすならば、景気及び成長に対して意味が深い、とつけ加えている。

(4) 投資及び危険準備への作用

レ氏によれば一つの租税は投資に二重の方法で影響を及ぼす。
(a) 投資の推進力の妨害又は促進 専ら収益期待が企業家の投資決意を確定するとすれば、高い累進所得税、法人税は危険多き、従って収益多き投資計画を不利ならしめる。かくて市場経済的投資選択を妨害し、好んで危険を冒すこと、技術的革新の実現、従って経済全体の成長に制限的な影響を及ぼすのである。

しかし現実においては、収益期待動機と共に非物質的価値(能力、その他)を求める努力が企業の投資準備に対して重要な役割を演ずるし、それに加えて未来の利潤、従って租税の高さを予め確定することはできない、ということによって、かかる影響は或程度相殺される。又高められた危険を取去るという、企業の意志に及ぼす消極的な作用は、多かれ少なかれ、完全な損出(アウトゴースト)及び繰越の可能性によって課税の枠内で補償されるのである。以上のような租税と投資行動に対する刺戟との間の関係からレ氏は他の諸基礎要因をも考慮に入れて、近い過去における利潤、所得の例外なく鋭い課税が、大抵の産業国における高い全体負担の枠内で純投資及び技術的前進、従って総生産の上昇を妨害しなかった、ということを説明しているのである。

(b) 投資目的のために処分される貨幣手段の制限又は増加 投資目的のために準備された貨幣手段の課税は、家計、企業の蓄積された貯蓄額、又は入り来る所得の貯蓄部分に関係なく、明らかに意図された投資に影響を及ぼす。しかし両方の場合において投資の後退は処分することができ、費用的に負担し得る銀行信用に

依存する。又經濟循環過程において眺めれば、一つの可能な(必然的ではない)投資制限から發生する國民所得への乗数的收縮作用は、國家支出の(反対方向に運動する)効果が拡張的であればある程、僅少であるだろう。

租税がアイドル・マネーを吸収するならば投資金融には直接の影響はない。若しそれが銀行及び株式取引所を通して供給される貯蓄額を制限するならば、信用費用が上昇し、それによって投資は後退し得るのである。投資家と貯蓄家が同一人であれば、租税は計画された投資の(自己)金融化を直接害する。この場合に意図された投資が実現されるかどうかは本質的には被課税企業の販売期待、或いは一般的には景氣局面及び趨勢(それが亦支出効果に影響されるのであるが)に依存するのである。

① この節は四(3)となるべきものであるが、特に重要視するために、レ氏はこれを独立させたものである。

② 被備者が自分のために働く時生産される非交換生産物。

Allen & Brownlee, *Economics of Public Finance*, 2 Ed.

1954. 永田清訳 財政の經濟學 八九頁。

③ 勿論自由職業層において、或いは一家族の世帯主以外の人の附加的利得、副行為、規定外の労働時間の利得においては、所得、財産が一定高以上になると、鋭い累進課税は、労働刺激、労働供給を制限、妨害する。或いは熟練労働者が早く休息状態に入ってしまうことにもなる。このような方法で國民經濟は価値多き生産用役を失うのである。

④ 勿論長期的観点においては、經濟的、社会的制約の下に、生活水準の改良的上昇に向つてノーマルな永続的な努力をすることは必要である (Taylor, p. 15, *The Economics of Public Finance*, 1953)。

⑤ ドイツにおけるモヤン||サトウ税は有名である。

⑥ この場合所得税は貯蓄目的のために準備された購買手段を吸収する。

⑦ 価格感受性は所得階層によって、又所得が上向きであるか、下向きであるか、によって異なる。

⑧ 五(2)参照。

⑨ 物的、時間的消費回避、景氣上昇期の信用拡張の景氣容易にされる転嫁、再分配的財政政策による消費需要の増加など。

六 むすび

以上簡單ではあるが忠実にレ氏の「課税の收奪効果」を紹介したつもりである。その体系において租税帰着の後に生ずる所得作用を含め、しかもそれを相当重要視したことがこの論文を優れたものとしてゐる。そこで最後にそこから抽出される二、三の特徴なり鍵となるべき点を指摘して見よう。勿論本稿は單なる紹介であるからレ博士の考え方、殊に個々の小さい議論について鋭く批判することはできないが、研究の方向や問題点などを知るだけでも我々にとって充分利益になるはずである。

先づレ氏において挙げられるべき重要なものはマクロ分析とミ

クロ分析の結合である。スミスやリカードはマクロ分析を適用したし、その後クルノー、エッデワース、マーシャル、ワグナー、セリグマン、グラチアニ、新しくはファーゲン、ファスィアニなどがミクロ分析を適用したことはよく知られている。かく両分析方法は等しく適用されて来たといえるが、ヴィクセル、アモン、ストリグルがマクロ分析を使用して以来カレッキ、シャウプ、マズグレーヴ、ロルフ、フェール、ハーレルなどの近代循環理論的認識の下におけるマクロ分析の適用の傾向が著しいといえる。そこで一体租税作用の問題には何れが適切であるか、を吟味する必要がある。先ずミクロ分析的方法是課税される家計、企業、市場など全体の経済過程の一部分に限られる。即ち主として、支払われた租税が如何にして移転されるか、誰が担税者であるかを研究する。この際転嫁に影響を及ぼす需給の弾力性、課税市場とそれに強く関連する市場との関係は固定されるわけである。これに反し、マクロ分析では国民経済の相互関係が重視され、たとえ一定の関係を孤立して観察しても、それはミクロ分析とは全く異なる。納税者と担税者の直接の関係、従って転嫁の最初の方向が観察されるのではなく、全体の実質所得の分配が如何に変化するか、という大きな関係が観察される。

かく見て来ると、マクロ、ミクロ両分析方法とも科学的に主張可能であり、分析の仕方に制限はないのであるから、両分析方法とも方法的には等しいといわねばならない。それでは何れを使用すべきかを決定するのは何であろうか。レ博士はこれを論理

的適切性(合目的性)に求めている。ところで博士においては、租税作用論の目的は、前述の如く租税作用の基礎的な本質関係を画き、その機能的依存性を説明することであって、実際の具体的に利用し得る結論をそこから引出すことは必ずしも必要ではないのである。そこで次のような結論が出て来よう。即ちミクロ分析に必然的な孤立化は租税作用の研究を余りにも制限するし、又マクロ分析では種々な租税作用及び支出効果に対する利益のために、固有の転嫁・帰着問題が軽視されるということから、両分析方法とも同様に不適當であるとか、一方が主として適用されるべきである、といったことは導き出されない。個々の家計、企業に対して、又経済全体としての家計、企業に対して、課税により生ずる所得変化を研究することが必要であるが、それをなすには経済的及び国庫的現象間に支配する一般的相互関係を考慮することにも、固有の転嫁・帰着問題を、出発点として軽視することは許されない。かくて両分析方法の結合が必須となる。即ち租税賦課に始まり、一市場への適応、それと関係ある諸市場への適応、そして国民経済の均衡における変化を一步一步研究することである。レ氏がこの方法を採用していることは三、四、五を通じて明らかであろう。

勿論小さい特殊な租税や極小の税率変化に重点が置かれる時はミクロ分析の方法が合目的であり、一般的に徴収される租税、支出効果信用関係の考慮が重視される時はマクロ経済的分析方法が合目的であるが、かかる夫々の特殊な適切性とは離れて両方の方法が同時に考慮されるべきであろう。

かくレ博士が財政学のみならず、一般経済理論の方法論的主要問題であるミクロ、マクロ両分析方法の結合に歩み出したことは、それが完全ではないにしても誠に賞讃に値するものであろう。

次に挙げられるべき重要なことはレ氏が常に理論と現実の両方を重視していること、即ち演繹的方法と帰納的方法とを使用していることである。前者はコルム・タラソウが主張したものであるが、これはそれだけでは実際の目的に対する現実と異った仮定の故に使用の可能性が制限される。又ロツツが排他的に使用した後者は、それだけでは担税者に関する一般的に妥当な結論を得るには決して適切ではなく、主観的経験による直感的な一般化と同様排斥されるべきである。

種々の租税作用の結合は大変密接である故、又転嫁は時間的に広くまたがり、物的には種々重なり合っているので、帰納的方法では租税による価格変動と他の要因によるそれとを区別することが殆ど不可能である。そこで著しい租税変更による一市場又は国民経済の複雑な適応過程において一定の法則性又は規則性を認識するために、基礎的な現象と基礎的な関係の準備的な説明と分離、即ち純粹理論的方法による準備がまず必要である。しかし又理論と現実とが隔離しないために、余りにも「他の事情にして同一ならば」なる条件を利用して分離してはならない。このディレンマはどうして解決すべきだろうか。かくしてレ氏は租税作用の説明において利用可能な結果を得るために両観察方法を共に密接な関係において使用するのである。即ち純粹理論においては、種々の

仮定が現実に適応されるが、その際に種々の資料の下に研究を進め、経験に基く仮定を加え、先験的前提と共に使用するのである。ここにおいて理論的認識は大きな実践的意味を持つに至る。かくて純粹理論的研究方法の代りに理論的・統計的、又はエコノメトリックな方法が使用されることになるのである。

第三にレ博士の租税作用の体系において、彼のマクロ及びミクロ分析的方法に適切であるように用語の使用が變つて来た、ということが挙げられる。即ち経済的に適切であり、可能ならば經驗的に把握、指示し得るような効果が明確に説明され、限界づけられ、秩序づけられる、というような方法において修正されたわけである。レ氏のこの論文においては、個々の租税作用の新しい研究は余り存在しないことができる。彼が分析した代替効果も価格効果も所得効果も特に独創的なものではない。彼において正に意義のあるのは、かかる用語や収奪作用を「経済的に適切に」分類した、ということである。確かに他の学者も個別的研究においてはレ氏以上の研究を行っているが、問題はその整理の仕方如何である。又租税作用の体系又は分類は只研究の足がかりであり補助手段に過ぎない、ということも忘れてはならない。レ氏は例えば個々の種類の作用の一その細分類や結合を行っていないが、それらのものは直ちに承認され得るのであろう。

以上レ氏の論説から若干の問題を拾い上げ観察、考慮して来たが、最後に、よりよき理解のために、彼の収奪効果の体系を圖に示しておく。

Systematik der einzel-, zweig- und gesamtwirtschaftlichen Steuerwirkungen (Entzugseffekte)
個別、部門及び總體經濟的租稅作用の体系 (取奪効果)

